

## 戸田市介護保険サービス利用者特例助成実施要綱

(平成16年5月27日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅において介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）によるサービスを利用する低所得者に対し、当該サービスの利用に係る費用の一部を助成するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか助成金の交付について必要な事項は、戸田市補助金等交付規則（昭和57年規則第35号）に定めるところによる。

(対象者)

第2条 この要綱による助成金（以下「特例助成金」という。）の支給を受けることができる者は、戸田市の介護保険の被保険者であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第4章第6節の規定に基づく保険給付の制限その他の措置をとられていない者とする。

(1) **その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市民税が課されていないとき**

(2) その他市長が必要と認めた者

2 当該対象者の3親等以内の親族は、当該対象者に係る助成金の支給を受けることができる。

(特例助成金の額)

第3条 特例助成金の額は、法第8条に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護並びに法第8条の2に規定する介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護に係る法第41条から第42条の3まで及び第53条から第54条の3までに規定する介護給付若しくは予防給付又は戸田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成28年2月3日市長決裁。以下「実施要綱」という。）第6条に規定する第1号事業支給費（以下「介護給付等」という。）の支給対象となる費用から介護給付等、法第51条第1項に規定する高額介護サービス費、法第51条の2第1項に規定する高額医療合算介護サービス費、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費、法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費及び実施要綱第8条に規定する高額介護サービス費等相当事業により支給される額を控除した額（以下「利用者負担額」という。）の2分の1に相当する額とする。ただし、当該2分の1に相当する額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り上げるものとする。

(申請)

第4条 特例助成金の支給を受けようとする者は、戸田市介護保険サービス利用者特例助成金支給申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(支給の決定)

第5条 **市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定しなければならない。**

- 2 前項の規定により助成の可否を決定したときは、戸田市介護保険サービス利用者特例助成金支給可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、助成を可としたときは、当該申請を行った者が指定する金融機関の口座に特例助成金を振り込むものとする。

（特例助成金の返還）

第6条 市長は、偽りその他不正の行為により特例助成金の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した特例助成金を返還させるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか特例助成金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年5月27日から施行し、改正後の戸田市介護保険サービス利用者特例助成実施要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱による助成は、平成16年度の利用者負担分から適用し、平成15年度までの利用者負担分については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年12月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の戸田市介護保険サービス利用者特例助成実施要綱第3条に規定する利用者負担額のうち平成17年7月31日以前に提供された介護サービスに係る同要綱第5条に規定する特例助成金の支給申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月17日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

戸田市介護保険サービス利用者特例助成金支給申請書

年 月 日

(宛先)

戸 田 市 長

申請者

住 所

氏 名

印（続柄 ）

電 話

（被保険者番号

）

対象者氏名

印

戸田市介護保険サービス利用者特例助成金の支給を申請します。今後受給資格を失うまでの間、特例助成金が発生したときは、申請があったものとみなし、下記の金融機関口座に振り込んでください。

また、特例助成金の支給決定に際し、私の世帯の世帯主及び世帯員の課税状況を調査することに同意します。

申請金額 \_\_\_\_\_ 円（ 年 月分～ 年 月分）

記

金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店・出張所
口座の種類	当座	・ 普通
口座番号		
フリガナ		
預金名義人		

第2号様式（第5条関係）

戸田市介護保険サービス利用者特例助成金支給可否決定通知書

第 年 月 日  
様

戸田市長 氏 名 印

戸田市介護保険サービス利用者特例助成金の支給について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 次のとおり支給します。
  - 1 支給金額 円（ 年 月分～ 年 月分）
  - 2 支給方法 指定の口座に振り込みます。
  
- 次の理由で支給できません。  
理由

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、戸田市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、戸田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において戸田市を代表する者は、戸田市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。